

08472P-00

2020  
年度版

TAC行政書士講座  
滝澤ななみ 編集協力

民法  
債権法・相続法  
改正  
対応



# 行政書士 の 教科書

みんなが欲しかった！

別冊六法で  
条文も確認！  
赤シート  
対応

独学者のことを徹底的に考えた、  
最強にわかりやすい教科書

フルカラーの図表  $+$  持ち運びラクラク  
5冊に分解  
できる！  
でイメージをつかみやすい！

TAC出版  
TAC PUBLISHING Group



## はじめに

本書は、行政書士試験の試験科目についてまったく知識がない人でも、最初に手に取る1冊として役立つよう、普段の自分の生活と並行させて学習し、行政書士試験に合格するための基礎知識をきちんと身に付けられるよう、わかりやすさを重視して編集したものです。

ここでいうわかりやすさとは、体系的に理解しながら学習できるということです。

行政書士試験で出題される科目は、学習範囲が広く、かつ、細かいため、最初から細部ばかり見ていると、全体像がつかめなくなり、体系的な理解がおろそかになりがちです。そこで本書では、各科目の内容の全体像をつかみやすいように、全科目の概要がわかるスタートアップ講座と、各科目の冒頭には科目ガイダンスを設けました。また、本文は各科目の基本事項を中心に収録し、その科目の理解には影響しない細部は大胆にカットすることで、メリハリをつけた学習ができるように構成しました。さらに、フルカラーレイアウトにより、視覚的にも各項目のイメージをつかみやすくなるよう心がけました。

行政書士試験対策の基本的な学習プランとしては、最初のステップとして、

- ① 本書を使って、細部にはこだわらず基本事項だけを読む学習
- ② 問題集を使って、良問をたくさん解きながら知識の定着を図る解く学習
- ③ 再び本書に戻り、合格に必要な事項を覚える学習

の順に進めていきましょう。ここではあまり手を広げず、合格ラインの少し上を狙った学習に絞ることがポイントです。

そして、それができたら次のステップとして、苦手分野の克服や加点要素となる項目を増やすことを心がけましょう。

本書は、2020年度試験において、合格ラインの少し上を狙った学習をするため、最初のステップとして正しい道標となるよう、さらに、次のステップとして少し手を広げた学習をできるようなものとなりました。

最後に、本書を十分に活用し、日々の努力を続けることによって、皆さまが行政書士試験合格の栄冠を手にとられることを心よりお祈りいたします。

2019年11月

TAC行政書士講座

本書は、令和元年11月11日現在の施行法令および令和元年11月11日現在において令和2年4月1日までに施行される法令に基づいて作成しております。

なお、本書刊行後、令和2年4月1日施行の改正法令が成立した場合は、下記ホームページの法改正情報コーナーに、法改正情報を掲載いたします（令和2年4月下旬予定）。

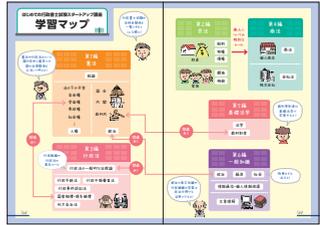
TAC出版書籍販売サイト「Cyber Book Store」

<https://bookstore.tac-school.co.jp/>

# 本書の特長と効果的な学習法

## 1 スタートアップ講座 行政書士試験で学ぶ内容をざっくり知ろう!

本書の最初に、行政書士試験の初学者向けに「スタートアップ講座」を用意しました。ここでは、これから学ぶざっくりとした学習内容と重要項目30を知ることができます。試験全体の概要をつかむことは、効果的な学習の第一歩です。



## 2 学習ガイダンス これから学ぶ科目の概要を知ろう!

各編の冒頭には、学習ガイダンスがあります。初学者の人でも安心して学習スタートを切ることができます。

### 各編の概要を知ろう

#### ●全体像

科目の全体像を示す重要な骨格を图示していますので、まずはイメージをつかみましょう。

#### ●各CHAPTER、SECTIONの概要

CHAPTER、SECTIONごとの象徴的なイメージをイラストや図表で示しました。

### 各編の試験傾向を知ろう

SECTION	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021
1. 憲法	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
2. 行政	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
3. 私法	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
4. その他	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

#### ●傾向と対策

五肢択一式、多肢選択式、記述式という異なる出題形式ごとに、それぞれの出題傾向等を示しながら、留意するポイントを的確に示しています。

#### ●SECTIONごとの出題履歴

過去10年間の本試験における出題履歴を、出題形式ごとに示しています。単元別の学習配分を決める際や、出題傾向の把握に役立ててください。

択＝五肢択一式

多＝多肢選択式

記＝記述式

※択2＝五肢択一式で2問出題

### 3 いざ本論学習！ 合格レベルの知識を身につけよう！

いよいよ学習スタート。まずは、「本文」をじっくり、力を入れて読み込みましょう。「側注」についても可能な限り、あわせて読んでください。ただし、負担感があるようなら「本文」のみをまず読むようにしましょう。

本文

**1 法律上の争訟**

**1 法律上の争訟**

**法律上の争訟**とは、①当事者間の具体的な権利義務関係に関する争いであって、②法令を適用することな解決ができるものをいいます。「貸したお金を返す」「この土地は私のものだ」などで争いごとによって法律上の争訟にあたるものは裁判所が裁判権を有します<sup>1)</sup>。

**II 司法審査の可否**

裁判所は争いごとに対して法律判断を下すのが仕事で、法律上の争訟にあたる場合は審査できます。例えば、信仰の対象の像または宗教上の教義に関する争いには審査できません<sup>2)</sup>（事件：最判明56.4.7）。

近者 司法審査の可否

法律上の争訟	該当しない	審査しない
司法権の限界	あたる	審査しない
司法審査の可否	あたる	審査する

側注

**II 司法権の限界**

法律上の争訟にあたっては、裁判所の審判の対象とならない場合もあります<sup>3)</sup>。例えば、法律上の争訟にあたるとしても高度に政治性のある国家行為であることを理由に審査の対象とされないことがあります。

**(司法権の限界(判例))**

<b>自律権</b>	国会で憲法手続によって公布された法律については、裁判所は、両院の自主性を尊重し、制定の議事手続に関する事実を審理し、その有効無効を判断すべきではない(憲判法廷正無効事件 最判明37.3.7)
<b>統治行為</b>	直接国家統治の基本に関する高度に政治性のある国家行為については、裁判所による法律判断が不可能である(憲判法廷正無効事件 最判明35.8)
<b>部分社会の法理</b>	国会や大学などの部分社会では、一般市民法秩序と直接の関係をもたない内部的事象は、司法審査の対象から除外される <sup>4)</sup>
<b>裁量</b>	行政や立法の裁量に任されている行為については、裁量権の逸脱または濫用の場合を除いて、司法審査の対象とはならない(朝日訴訟 最判明42.5.24、熊本訴訟 最判明57.7.7)

憲法

裁判所

本書は、項目ごとに重要度を3段階で示しています。

- ★★★ 重要度 高
- ★★ 重要度 中
- ★ 重要度 低

メリハリをつけた  
学習ができます！



# 本文の要素紹介

本文は、行政書士試験合格に必要な情報だけを掲載。短期間で最大の効果が出せるよう、さまざまな要素を盛り込みました。目にやさしいフルカラーで見た目のメリハリもばっちり。最後まで飽きずに読み進めることができるのもポイントです。

第1編 憲法

CHAPTER 2 人権

SECTION 1 人権享有主体

このSECTIONで学習すること

**1 外国人の人権**

外国人は日本人じゃないけど、外国人にも日本国憲法の人権保障はあるの？

**2 法人の人権**

株式会社などの法人は人間じゃないけど、法人にも日本国憲法の人権保障はあるの？

**3 公務員の人権**

職務の公共性や中立性という理由から権利が制約されることもある

**4 在監者の人権**

刑事施設の中にいるという理由から権利が制約されることもある

1 憲法とは

編要領★準要

**憲法**は、国民の権利や自由の保障を目的とし、国家権力を制限するために作られた国の基本ルールです。

日本では、日本国憲法(全103条、1946年11月3日公布<sup>※1</sup>、1947年5月3日施行<sup>※2</sup>)という名前がつけられています<sup>※3</sup>。

**国**は、①**領土**があって、②**人間**が暮らしていて、③**権力**で統治されているコミュニティ

**国家を統治するには**権力**が必要**  
みんなが暮らしているにはルールが必要で、ルール違反する者は取り締まる必要がある

↓**しかし**  
**権力者は権力を濫用しがちで、止めぬきける必要があるから、憲法を作って国家権力の濫用から国民を守ることにした**

↓**つまり**  
**憲法は、国民の権利や自由の保障のために作られたルール(自由の基礎法)であり、国家権力を制限するルール(制限規範)といえる**

●このSECTIONで学習すること

これから学ぶ単元の内容を簡単にまとめています。単元の中で、とくに重要なことを指摘したり、他の科目と比較させながら学んだほうがよいことなど、全体的なアドバイスとしても役立つ内容です。

フルカラーのイラストや図表で、複雑でわかりにくい仕組みや制度も、パッと見てすぐに頭に入ります。

●このSECTIONで学習すること

これから学ぶ単元の内容を簡単にまとめています。単元の中で、とくに重要なことを指摘したり、他の科目と比較させながら学んだほうがよいことなど、全体的なアドバイスとしても役立つ内容です。

# 側注の紹介

本文とリンクさせた側注は、執筆講師からのアドバイス、語句説明や、細かい内容でも本試験で出題が予想される事項などをまとめたものです。

本文と側注の※数字は、原則見開きページ内での通番となっています。同じ数字が対応していますので、確認しながら読み進めていってください。

※1 制度を改定されたものにするところも国会の議決に必要。事において小選挙区選挙と比例代表選挙に重複立候補する一定の制限を撤廃し、自由に重複立候補に際する。憲法14条1項1号違反(憲法判例111116)。

※2 公職選挙法の改正で選挙権年齢を18歳とし、選挙権年齢を18歳とする。憲法14条1項1号違反(憲法判例111116)。

※3 女性のみにあつた再婚禁止期間を定めている民法733条1項の規定は、100日を超えて再婚禁止期間を設ける部分については、憲法14条1項1号違反(憲法判例111116)。

※4 婚姻すれば夫婦は必ずしも氏を称するものとする夫婦姓氏制を定める民法750条の規定は、憲法14条1項1号違反(憲法判例111116)。

※5 再婚禁止期間の100日を超える部分は、違憲である。

※6 1 再婚禁止期間を定める民法733条1項の規定は、100日を超えて再婚禁止期間を設ける部分については、憲法14条1項1号違反(憲法判例111116)。

※7 女性のみにあつた再婚禁止期間を定めている民法733条1項の規定は、100日を超えて再婚禁止期間を設ける部分については、憲法14条1項1号違反(憲法判例111116)。

※8 婚姻すれば夫婦は必ずしも氏を称するものとする夫婦姓氏制を定める民法750条の規定は、憲法14条1項1号違反(憲法判例111116)。

※9 再婚禁止期間の100日を超える部分は、違憲である。

2 議員定数不均衡訴訟

1 票の格差

法の下の平等は、選挙権については、単にみなさんが1人1票ずつであればよいだけでなく、投票の価値(1票が結果に与える影響力)の平等までが要請されます。

1票の格差

有権者100人から5人の代表者1選挙区とする。選挙区Aは1区、選挙区Bは1区、選挙区Cは1区、選挙区Dは1区、選挙区Eは1区とする。

人口異動がない限り、選挙区A、1区の有権者1000人、2区の有権者は20人です。

1票の格差に本人も影響が与っています。1票の価値は選挙区によって異なります。

議員定数不均衡訴訟は憲法14条1項1号違反(憲法判例111116)。

議員定数不均衡訴訟は憲法14条1項1号違反(憲法判例111116)。

議員定数不均衡訴訟は憲法14条1項1号違反(憲法判例111116)。

神田のイントロ

各項目の冒頭で、ここはどのような項目で、何を学習するところなのかについての指針と本試験での出題状況などを示しています。

神田のアドバイス

各項目を理解する上での補足、出題傾向に応じた注意点などを記載しています。メリハリをつけた学習に活用できます。

語句

語句の定義や意味を記載しています。本文を理解するうえで重要なので目を通しておきましょう。

プラスα

応用的な内容のうち、出題実績が高いものを記載しています。確実に合格するためには、おさえておきましょう。

ひっかけ注意!

本試験で実際に問われたひっかけポイントを記載しています。内容を覚える際に非常に有効です。

Advance 2回目に読む

最初に読むときは読み飛ばしてしまい、一通りの学習が終わってから2回目に読み直すときには一緒に読みでもらいたいのを示しています。

補足から発展まで  
充実した側注です!

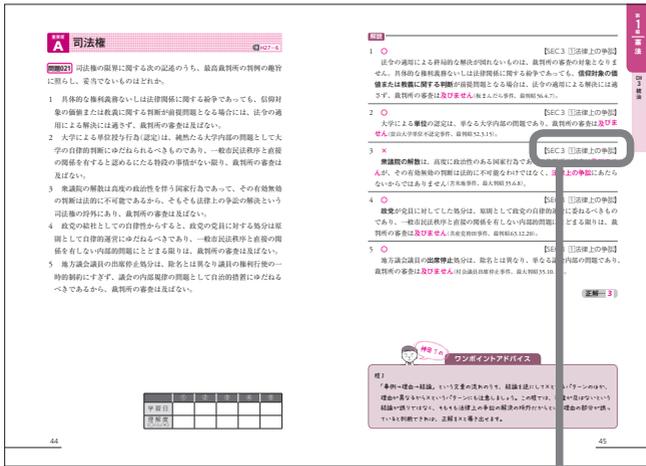
41

## 4 例題で知識を定着！ 知識を確実に固めよう！

知識確認のための例題（過去問題）を用意しました。教科書で学んだ知識は、問題での確認が一番定着します。「〇×チェック」で、項目ごとに確実にマスターしていきましょう。各項目の最後に掲載されています（重要度★は除く。）

### 問題集にもチャレンジ！

例題で基本的な内容がマスターできたら、「行政書士の問題集（別売り）」にチャレンジしてみましょう。「行政書士の問題集」は、本試験と同じ形式で問題が構成されています。問題集では、教科書で学んだ知識の応用力を問う問題もあり、最初は難しいと感じるかもしれませんが、あきらめずに前に進めていけば、必ずできるようになります。



とっても便利！

5冊にバラして使える!!

# セパレートBOOK形式

『みんなが欲しかった！行政書士の教科書』は、かなりページ数が多いため、「1冊のままだと、持ち運びづらい」という方もいらっしゃると思います。そこで、本書は5分冊とし、分解して使うことができるつくりになりました。

第1分冊：第1編 憲法

第2分冊：第2編 民法

第3分冊：第3編 行政法

第4分冊：第4編 商法、第5編 基礎法学、第6編 一般知識

第5分冊：みんなが欲しかった！行政書士試験六法



コンパクトに持ち歩きたい人：本を分解して使用できる！



全科目をまとめて持ち歩きたい人：ばらさず一冊で使える！

読者のみなさんは自分が使いやすいように、本を自由にカスタマイズして、自分だけの「本当に欲しかった教科書」を作り上げてください！

みんなが欲しかった！行政書士試験六法

条文そのものを確認する必要があるものを厳選して収録しています。覚える必要があり、また記述式に記載する可能性がある文言は、**赤太字**になっており、付属の赤シートで隠しながら条文の文言を確認することができます。

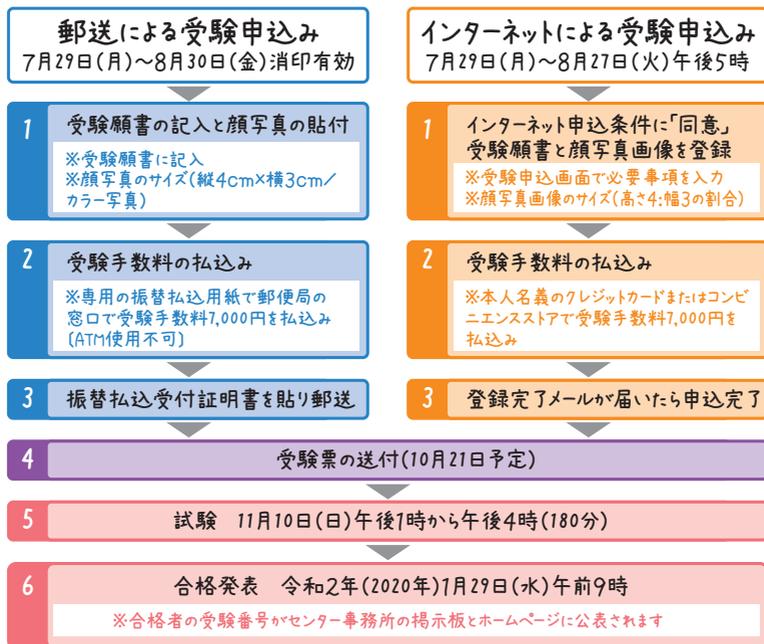
# 行政書士試験の概要

## 本試験の実施日程〈令和元年度(2019年)例〉

行政書士試験は、年1回、11月の第2日曜日に、全国47都道府県で実施されます。  
令和元年度(2019年)の本試験は下記のようなスケジュールです。

### 〈受験申込みから合格発表までの流れ〉

次のどちらかの方法により、受験申込みをします。



受験願書・試験案内は、「窓口で受け取る」方法と、「センターに郵便で請求して郵送してもらう」方法の2通りがあります。  
利用できるクレジットカードやコンビニエンスストアは、指定されています。

## 受験資格

年齢、学歴、国籍等に関係なく、どなたでも受験できます。

## 科目と形式の概要

試験科目	内容等	出題形式
行政書士の業務に関し必要な <b>法令</b> 等（出題数46題）	①憲法、②行政法（行政法の一般的な法理論、行政手続法、行政不服審査法、行政事件訴訟法、国家賠償法及び地方自治法を中心とする。）、③民法、④商法及び⑤基礎法学	5肢択一式（40問） 多肢選択式（3問） 記述式（3問）
行政書士の業務に関連する <b>一般知識</b> 等（出題数14題）	①政治・経済・社会、②情報通信・個人情報保護、③文章理解	5肢択一式（14問）

※ 法令については、令和2年4月1日現在施行されている法令に関して出題される予定です。

試験科目は、大きく「**法令(等)**」と「**一般知識(等)**」の2つに分かれます。法令はさらに5つに分けることができ、一般知識は3つに分けることができます。

形式は、「**5肢択一式**」、「**多肢選択式**」、「**(40字)記述式**」の3種類です。

## 5肢択一式（単純型）：1問につき4点

「**5肢択一式**」は、5つの**選択肢**の中から正しいもの（または誤っているもの）を1つ選んで解答します。

選択肢  
は5つ

問題3 人権の享有主体性をめぐる最高裁判所の判例に関する次の記述のうち、**誤り**でないものはどれか。

- わが国の政治的意思決定またはその実施に影響を及ぼすなど、外国人の地位に照らして認めるのが相当でないと解されるものを除き、外国人にも政治活動の自由の保障が及ぶ。
- 会社は、自然人と同様、国や政党の特定の政策を支持、推進し、または反対するなどの**政治的行為をなす自由**を有する。
- 公務員は政治的行為を制約されているが、処罰対象となり得る政治的行為は、公務員としての職務遂行の政治的中立性を害するおそれがあるが、実質的に認められるものに限られる。
- 憲法上の**象徴**としての天皇には民事裁判権は及ばないが、私人としての天皇については当然に民事裁判権が及ぶ。
- 憲法が保障する教育を受ける権利の背後には、子どもは、その学習要求を充足するための教育を施すことを、大人一般に対して要求する権利を有する、との観念がある。

問題を読んで、間違えている箇所や、アヤシ箇所印をつけておくといいでしょ。また、冒頭の「正しいものはどれか」「誤っているものはどれか」についても、絶対に見落とさないようにしましょう。

（平成29年度 本試験問題より）

# シリーズ紹介と活用法

ここでは、TAC出版書籍（みんなが欲しかった!行政書士シリーズ）のご紹介と、その書籍を使った効果的な学習法について説明します。



## 入門書

### 1 行政書士 合格へのはじめの一步



- ・「**オリエンテーション編**」で、行政書士という資格と行政書士試験について、ざらっと確認してイメージをつかみましょう。
- ・「**入門講義編**」で、各科目の内容をざっと読んで全体像をつかむとともに、法律学習になれましょう。

## 実力養成

### 2 行政書士の教科書 本書



- ・まずは1回、ざっと読んで**全体像**をつかみましょう。わからないところがあったら、どんどん読み飛ばします。
- ・**本文**をじっくり、力を入れて読み込みましょう。
- ・「**例題**」は必ず解きましょう。できないときは、すぐに本文に戻って知識を確認しましょう。

### 3 行政書士の問題集



- ・『行政書士の教科書』の1回目を読む段階から、できればSectionごと、少なくともCHAPTERごとに、『行政書士の問題集』の問題を解きましょう。
- ・できなかった問題は、**解説に記載されているリンク**をもとに『行政書士の教科書』に戻って確認しましょう。



### 4 行政書士の最重要論点150



- ・『行政書士の教科書』の重要な150の論点をピックアップアップして、見開き2ページ1論点(項目)の構成、図表中心でまとめています。

### 5 行政書士の判例集



- ・最重要判例を中心に、重要度に応じてメリハリをつけながら、憲法・民法・行政法・商法の数多くの判例を掲載しています。

## 過去問演習

### 6 行政書士の5年過去問題集



- ・5年分の本試験問題を、詳細な解説と問題ごとの正答率とともに、新しい順に**年度別に収録**しています。
- ・出来具合に一喜一憂することなく、また解きっぱなしにせず、できなかった問題は、『行政書士の教科書』に戻って復習しましょう。

### 7 行政書士の肢別問題集



- ・実際の本試験問題を素材にしなから、法令(等)科目の重要論点を、選択肢ごとに分解し、**1問1答形式**で、知識を確認できる1冊です。
- ・選択肢(問題)ごとに、重要度ランク・肢を切るポイントを明示しているので、メリハリをつけた学習が可能です。

## 記述対策

### 8 行政書士の40字記述式問題集



- ・過去問題を題材にした**解法マニュアル**と、**過去問題&オリジナル予想問題**が1冊に集約されています。
- ・一通りの学習が終わって、直前期に40字記述式対策を行われる受験生が多いようですが、**実力養成の学習**と同時並行することで、より知識定着を図ることも可能です。

## 直前対策

### 9 本試験をあてる TAC直前予想 行政書士



- ・出題傾向を徹底分析した予想問題を**3回分収録**しています。
- ・問題部分は回数ごとに取り外せるようになっているので、**実際の本試験を意識したシミュレーション**を行うことができます。是非とも**時間(180分)**を計りながらチャレンジしてみましょう。

# 合格!

# CONTENTS

- はじめに／(3) 本書の特長と効果的な学習法／(4)  
セパレートBOOK形式／(9) 行政書士試験の概要／(10)  
シリーズ紹介と活用法／(16)  
はじめての行政書士試験スタートアップ講座／(23)  
学習マップ／(24)  
科目別ざっくりガイド／(26)  
合格するための得点戦略／(30)  
特別収録 民法改正ここがポイント／(46)

## 第1分冊



### 第1編 憲法

学習ガイダンス／2

CHAPTER 1 総論 .....	8
1 憲法の意味 .....	8
2 憲法の基本原理 .....	13
CHAPTER 2 人権 .....	17
1 人権享有主体 .....	17
2 人権の限界 .....	24
3 幸福追求権 .....	29
4 法の下の平等 .....	36
5 自由権 .....	44
6 受益権 .....	68
7 参政権 .....	70
8 社会権 .....	72
CHAPTER 3 統治 .....	79
1 国会 .....	79
2 内閣 .....	90
3 裁判所 .....	95
4 天皇 .....	102
5 財政 .....	104

### 第1分冊 (憲法) さくいん



## 第2編 民法

学習ガイドンス／110

CHAPTER 1 総則	121
1 民法の基本原則	121
2 能力	124
3 失踪宣告	141
4 意思表示	144
5 代理	158
6 条件・期限	179
7 時効	183
CHAPTER 2 物権	198
1 物権	198
2 不動産物権変動と登記	203
3 占有権	218
4 即時取得	224
5 所有権	229
6 用益物権	239
7 担保物権	244
CHAPTER 3 債権	274
1 債権債務関係	274
2 債権の保全	285
3 債権譲渡・債務引受	300
4 債権の消滅	308
5 多数当事者の債権債務関係	322
6 契約総論	342
7 契約各論	355
8 契約以外の債権発生原因	386
CHAPTER 4 親族・相続	404
1 親族	404
2 相続	416

## 第2分冊 (民法) さくいん



## 第3編 行政法

学習ガイダンス／438

CHAPTER 1 行政法の一般的な法理論	448
1 行政法の基本原理	448
2 公法と私法	451
3 行政組織	459
4 行政行為	472
5 行政行為以外の行政作用	489
6 行政強制・行政罰	502
CHAPTER 2 行政手続法	513
1 総則	513
2 処分	519
3 行政指導、届出、命令等制定	532
CHAPTER 3 行政不服審査法	540
1 総則	540
2 審査請求	545
3 審査請求以外の不服申立て	563
4 教示	566
CHAPTER 4 行政事件訴訟法	570
1 行政事件訴訟の類型	570
2 取消訴訟	576
3 取消訴訟以外の訴訟	598
4 教示	612
CHAPTER 5 国家賠償・損失補償	615
1 国家賠償請求	615
2 損失補償	626
CHAPTER 6 地方自治法	630
1 地方公共団体	630
2 住民の権利	638
3 地方公共団体の機関	647
4 条例・規則	660
5 公の施設	664
6 国の関与	668

## 第3分冊（行政法）さくいん



## 第4編 商法

学習ガイダンス／676

CHAPTER 1 商法	680
1 商法総則	680
2 商行為	690
CHAPTER 2 会社法	696
1 総論	696
2 会社の設立	701
3 株式	712
4 会社の機関	726
5 剰余金の配当	747
6 持分会社・組織再編	750

## 第5編 基礎法学

学習ガイダンス／758

CHAPTER 1 法学	762
1 法律用語	762
2 法の名称	775
CHAPTER 2 裁判制度	779
1 裁判所	779
2 裁判外紛争処理 (ADR)	787

## 第6編 一般知識

学習ガイダンス／792

CHAPTER 1 政治	798
1 国内の政治	798
2 国際政治	811
CHAPTER 2 経済	822
1 財政	822
2 経済	833
CHAPTER 3 社会	843
1 環境問題	843
2 社会保障	848
3 その他	856

CHAPTER 4 情報通信・個人情報保護 .....	866
1 情報通信 .....	866
2 個人情報保護 .....	886
CHAPTER 5 文章理解 .....	903
1 文章理解 .....	903

## 第4分冊（商法・基礎法学・一般知識）さくいん

### 第5分冊



### みんなが欲しかった！行政書士試験六法

日本国憲法 .....	1
民法（抄） .....	9
行政手続法 .....	85
行政不服審査法 .....	96
行政事件訴訟法 .....	111
国家賠償法 .....	120
地方自治法（抄） .....	121
個人情報の保護に関する法律 .....	146

# はじめての行政書士試験 スタートアップ講座

本文に入る前に、ここで  
行政書士試験のざっくりした  
学習内容と重要項目30を  
見てみましょう!!



一緒に  
がんばりましょう!

# 学習マップ

行政書士試験の  
全科目関係を  
一覧にすると  
こんな感じ!

憲法や行政法みたいに  
国や役所と国民との  
間の法律関係を  
公法って呼ぶよ!



## 第1編 憲法

### 総論

法の下  
の平等  
自由権  
受益権  
参政権  
社会権  
:  
人権



統治

関連  
あり

関連  
あり

行政組織や  
行政法の  
基本ルール

## 第3編 行政法

### 行政法の一般的な法理論

行政手続法 行政不服審査法

行政事件訴訟法

国家賠償・損失補償

地方自治法



関連  
あり

## 第2編 民法

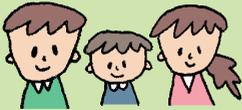


財産

総則

物権

債権



家族

親族

相続

商人に  
ついての  
特別な  
ルール



## 第4編 商法



個人商店

商法



株式会社

会社法

## 第5編 基礎法学

法学

裁判制度

裁判員制度は  
基礎法学で  
学習するよ!



関連  
あり

## 第6編 一般知識

政治

経済

社会

情報通信・個人情報保護

文章理解



時事ネタも  
出るよ!

統治の条文知識や  
行政組織の学習は  
政治分野でも  
活用できるよ!



# 科目別 **ざっくり** ガイド

各科目のはじめに、  
くわしい学習ガイダンスがあるよ



## 第1編

## 憲法

憲法（正式名は「日本国憲法」）とは、日本における法（ルール）の中で**最高位に位置**する一番大切な（根本的な）法です。

憲法は、全体に共通する**基本原理**を定めた総論、**国民の権利**について定めた**人権**、**国の統治の仕組み**について定めた**統治**の3つに分けることができます。

### 公権力 (ex法律)

規制

〇〇の自由



憲法違反にならないの？

人権

立法権



国会

行政権



内閣

司法権



裁判所

国家権力

統治



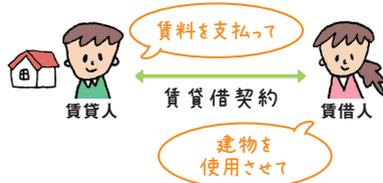
総論はあまり試験に出ません。人権は判例、統治は条文を中心に学習します。

## 第2編

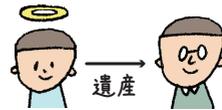
## 民法

民法とは、一般市民同士の**市民社会取引**について定めた法律です。

民法は、総則、物権、債権、親族・相続の4つのまとまりで構成されています。そして、総則・物権・債権をまとめて**財産法**、親族・相続は**家族法**といいます。したがって、民法は、財産や家族といった日常生活に関する身近な法律といえます。



財産法



家族法



具体的な事例が与えられて、それをどのように取り扱うか、という事例問題が出題の中心で、記述式問題も2題あります。事例問題対策には、簡単な図を書くのも効果的です。

## 第3編

## 行政法



行政法は、憲法と民法と違って、「行政法」という名称の法律が存在するわけではありません。行政法とは、**行政（行政権）に関するすべての法令の総称**で、行政に関する法全体を学習する科目になります。

行政書士試験の行政法では、行政法の一般的な法理論、行政手続法、行政不服審査法、行政事件訴訟法、国家賠償・損失補償、地方自治法が出題の中心とされています。行政法の一般的な法理論は具体的な法律すべてに共通するルールが中心で、他の5つは具体的な法律そのものが中心です。



最も出題数が多く、配点も高い、最重要科目です。

# 民法改正 **ここが**ポイント!

行政書士試験は、その年の4月1日時点で施行されている法律に基づき、その年の試験問題が作成されています。2020（令和2）年度試験では、改正民法により試験問題が作成されるようになります。

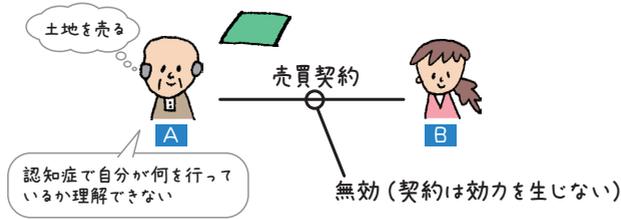


## 主な民法改正と施行時期

- ① 2017年改正（債権法を中心とする大改正）  
…2020年4月施行（2020年度試験から出題範囲）
- ② 2018年改正（相続法改正）  
…自筆証書遺言の要件緩和の部分は2019年1月施行  
主な相続法改正は2019年7月施行（2020年度試験から出題範囲）  
配偶者居住権の部分は2020年4月施行（2020年度試験から出題範囲）
- ③ 2018年改正（成年年齢を18歳に引下げ）  
…2022年4月施行（2020年度試験ではまだ試験範囲ではない）

①意思能力 (SECTION2)

…**意思能力**(=自分の行っていることを理解できる能力)がない者の行為を無効とする結論は変わりませんが、改正民法では、その旨を条文に明記するようになりました。



②意思表示 (SECTION4)

…**心裡留保**の条文に善意の第三者保護の規定を追加したり、**錯誤無効**の条文が錯誤取消しに変わっていたり、詐欺取消しを善意の第三者に対抗できないとする条文が善意無過失の第三者に対抗できないに変わったりしています。

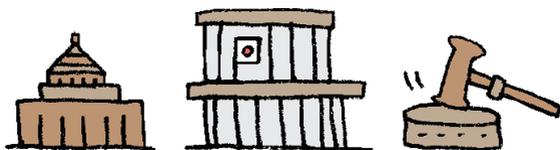
	改正後	
	効力	第三者保護
心裡留保(93条)	有効(相手方が悪意または有過失のときは無効)	善意の第三者保護
虚偽表示(94条)	無効	善意の第三者保護
錯誤(95条)	取消し	善意無過失の第三者保護
詐欺(96条)	取消し	善意無過失の第三者保護
強迫(96条)	取消し	第三者保護なし

③代理 (SECTION5)

…**代理権濫用**事例の場合に相手方が悪意または有過失のときは本人に効果帰属しないとする判例の仕組みが条文に明記されたり、**利益相反行為**については無権代理と扱うことが条文に明記されるようになりました。また、**制限行為能力者**が代理人としてした行為は、行為能力の制限によっては取り消すことができませんが、制限行為能力者が他の制限行為能力者の法定代理人としてした行為については例外とする旨が追記されたり

第 1 編

# 憲法

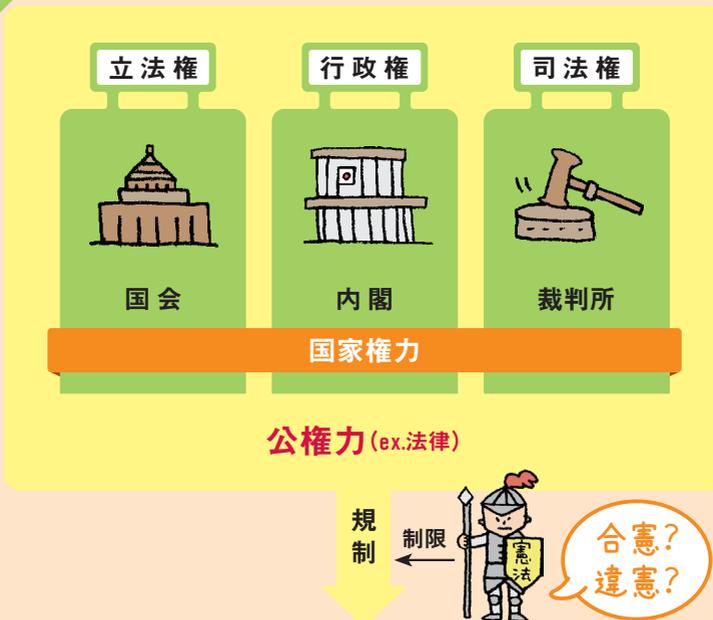


# 憲法

## 学習 ガイド

憲法とは、国民の権利や自由の保障を目的とし、国家権力を制限する内容のルールです。まず、①憲法とは何かという総論から始めて、②憲法が目的としている人権保障について、③そのための手段にあたる国家統治の仕組みについて、という順番で学習していきます。

### 全体像



〇〇の**自由** = 憲法で保障される人権

このリンゴを  
売りたい!



学校に  
通いたい!



# CHAPTERの特徴

## CHAPTER 1 総論

憲法

### 自由の基礎法

人権を尊重するルール

### 制限規範

国家権力を制限するルール

### 最高法規

国の最高位に位置するルール

憲法とはどのようなルールなのか、なぜ憲法が必要なのか、憲法の基本原理とは何かを学びます。

### SECTION ① 憲法の意味

自由の保障



憲法

権力を制限

憲法は、国民の権利や自由を保障するため、国家権力を制限することを内容としたルールです。その憲法の特徴について学習します。

### SECTION ② 憲法の基本原理

人権尊重

憲法

国民主権

平和主義

人権の尊重を目的とし、平和主義の下、国民主権による政治を行うことが憲法の基本原理です。ここでは、憲法の三大原理や憲法改正の手続について学習します。

## CHAPTER 2 人権

公権力(ex法律)

規制

〇〇の自由



憲法違反にならないの？

国民に保障された人権が公権力から規制を受ける場合、その規制が許されるかどうかを学習します。判例の結論を押さえながら、①国民にはどんな人権があり、②その制約は合憲か違憲かを見ていきましょう。

SECTION

# 1 憲法の意味

## このSECTIONで学習すること

### 1 憲法とは

憲法ってどんなルールなの？

### 2 憲法の最高法規性

もし法律の規定が憲法に違反していたら、その法律はどうなるの？

### 3 三権分立

立法権は国会  
行政権は内閣  
司法権は裁判所 } で担当

### 4 条文・判例の表記

憲法や法律の条文は条・項・号という文字を使って箇条書きになっているよ



# 1 憲法とは

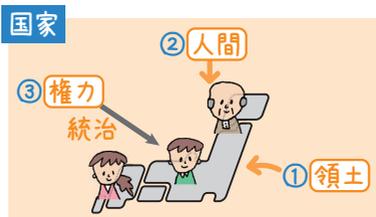
重要度 ★★★

**憲法**は、国民の権利や自由の保障を目的とし、国家権力を制限するために作られた国の基本ルールです。

日本では、日本国憲法(全103条、1946年11月3日公布<sup>\*1</sup>、1947年5月3日施行<sup>\*2</sup>)という名前がつけられています<sup>\*3</sup>。

## 板書 憲法とは

**国家** …①**領土** があって、②**人間** が暮らしていて、  
③**権力** で統治されているコミュニティ



国家を統治するには**権力**が必要

みんなで暮らしていくにはルールが必要で、  
ルール違反をする者は取り締まる必要もある

↓ しかし

権力者は権力を濫用しがちで、歯止めをかける必要があるから、憲法を作って国家権力の濫用から国民を守ることにした

↓ つまり

憲法は、国民の権利や自由の保障のために作られたルール(自由の基礎法)であり、国家権力を制限するルール(制限規範)といえる<sup>\*4</sup>

## 神田Tのイントロ

憲法の定義自体が試験で頻出というわけではありませんが、これから学習する憲法がどのようなルールなのか、憲法の特徴を把握しましょう。

### 語句 ※ 1

#### 公布

制定されたルールを国民に知らせること。

### 語句 ※ 2

#### 施行

制定されたルールの効力が発生すること。

### Advance ※ 3 2回転目に読む

憲法典という文章の形式をとっているかどうかで憲法を定義することは「形式的意味の憲法」と呼ばれます。イギリスのように憲法はあっても成文の憲法典は持っていない国もあります。

### Advance ※ 4 2回転目に読む

憲法典という文章の形式をとっているかどうかではなく、内容が憲法といえるかどうかで憲法を定義することは「実質的意味の憲法」と呼ばれます。その中でも、権力を制限して国民の権利や自由を保障する内容の憲法は、「立憲的意味の憲法」と呼ばれています。

## 2 憲法の最高法規性

ほうき

重要度 ★★☆☆

神田Tのイントロ

### I 憲法と法律の上下関係

世の中には民法や刑法などのような**法律**<sup>\*1</sup>というルールもあります。ただし、憲法は国の最高位に位置するルールであり、国家権力が法律を作るとしても、憲法の規定に違反することはできません。

#### 板書 最高法規<sup>\*2</sup>

憲法と法律には上下関係がある

下のルールは上のルールに違反してはいけない

法律は憲法に適合する内容でなければならない



憲法が法律よりも上位の概念であるということの意味を確認しておきましょう。

#### 語句 ※1

##### 法律

法律は社会秩序を守るためのルールです。国会によって制定されます。

…法律の改正は国会だけで行えますが、憲法の改正には国民投票が必要です。

#### プラスα ※2

憲法98条は「この憲法は、国の最高法規であって、その条規に反する法律、命令、詔勅及び国務に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない。」と規定しています。ここに条約は規定されておらず、条約が国内で適用されるときに憲法との上下関係が問題となりますが、憲法の方が条約よりも優位と考えられています。また、国の行為であっても、私人と対等の立場で行う私法上の行為は、法規範の定立を伴わないものであり、「国務に関するその他の行為」に該当しません。

#### 神田Tのアドバイス①

例えば、憲法では「平等」であることが保障されていますので、差別を内容とする法律は、憲法に違反し、無効とされます。

### II 憲法尊重擁護義務

ようご

憲法99条では、「天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負う。」と規定しています。これは国家権力の側にいる者に憲法を尊重し擁護する義務を負わせたものであり、国民にもそのような義務を負わせる条文ではありません。

### 3 三権分立 ぶんりつ

重要度 ★★★

権力は一極に集中すると濫用のおそれがあるため、権力は分立させた方がよいと考えられています。

具体的には、国家権力を①立法権、②行政権、③司法権に分け、それを①国会、②内閣、③裁判所が担当するものとされています。

#### 神田Tのイントロ

国会・内閣・裁判所の仕組みは、CHAPTER 3「統治」で学習します。

### 4 条文・判例の表記

重要度 ★★★

#### I 条文の表記

憲法や法律の規定は箇条書きになっており、「憲法13条」などのように、「条」によって区分して表記されています\*3。また、その「条」の中をさらに区分するときには、「項」や「号」を使用します。

#### 神田Tのイントロ

本格的に法律の学習に入る準備として、条文表記と判例表記の仕組みを見ておきましょう。

#### プラスα ※3

改正による場合、〇〇法98条の次に改正で新設された条文を追加するときに、99条ではなく、「98条の2」として、後ろの条文番号がずれないようにする手法もあります。

#### 板書 条・項・号

例えば、憲法22条2項といわれたら、オレンジ色の文字の部分を示します。

憲法22条

- 1項 何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。
- 2項 何人も、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を侵されない。

普通の箇条書き

1. (1)① ……  
       ② ……  
    (2) ……  
 2. ……  
 3. ……



法律の条文

- 1条1項1号 ……  
 1条1項2号 ……  
 1条2項 ……  
 2条 ……  
 3条 ……

## II 判例年月日の表記

判例<sup>\*1</sup>の年月日は、例えば「最大判昭50.4.30」のように表記しています。「最大判昭50.4.30」は、「最高裁判所の大法廷の判決で、昭和50年4月30日に出されたもの」という意味ですが、この表記の方法には以下のようなルールがあります。

神田Tの  
アドバイス①

### 板書 判例の表記

「最大判昭50.4.30」

1文字目「最」:最高裁判所

「大」:大審院<sup>\*2</sup>

2文字目「大」:大法廷

「表記なし」:小法廷<sup>\*3</sup>

3文字目(2文字目の大がないときは2文字目)

「判」:判決(正式な形式による判断結果)

「決」:決定(簡易な形式による判断結果)

4文字目(2文字目の大がないときは3文字目)

「明」:明治 「大」:大正 「昭」:昭和

「平」:平成 「令」:令和

数字 「50.4.30」:50年4月30日

### 語句 ※1

#### 判例

実際にあった事件に關する裁判所の裁判例のこと。



裁判所には、最高裁判所のほか、下級裁判所(高等裁判所、地方裁判所、簡易裁判所、家庭裁判所)もありますが、試験対策として学習する対象となるのは、最高裁判所の判例です。

### 語句 ※2

#### 大審院(だいしんいん)

明治時代から昭和初期の頃までに設置されていた最高裁判所のこと。現在の最高裁判所の前身。

### 語句 ※3

#### 大法廷・小法廷

大法廷は最高裁判所の裁判官15人全員で判断される場所です。一方、小法廷は最高裁判所の裁判官のうち5人で判断される場所です。

### プラスα ※4

刑事訴訟では検察官が起訴します。起訴された人を被告人といいます。

## III 裁判の登場人物

裁判を起こした人(訴えた人)を原告、裁判で訴えられた人を被告といいます<sup>\*4</sup>。また、裁判は通常三審制ですので、第一審の判決に不服があれば上訴することもできます。例えば、民事訴訟において地方裁判所が第一審の場合、一審判決に不服があれば高等裁判所に控訴でき、高等裁判所の二審判決に不服があれば最高裁判所に上告できます。控訴した人を控訴人、上告した人を上告人といいます。

## 第1編

## 憲法

## CHAPTER 1 総論

## SECTION

## 2 憲法の基本原理

## このSECTIONで学習すること

## 1 憲法の三大原理

- ① 基本的人権の尊重
- ② 国民主権
- ③ 平和主義

## 2 主権概念

国民主権とは「政治の主役が国民」ということ！

## 3 憲法改正

憲法改正はどんな手順で行われるの？ 法改正とは手続が違うの？



## 執筆者



### 神田理生（TAC行政書士講座専任講師）

1975年大阪府生まれ。慶應義塾大学法学部卒業。

TAC行政書士講座での講師歴は19年目となる。まったくの初心者から合格レベルに達するまでの道筋を示し、初心者がつまずきやすい箇所もケアしつつ、多くの初心者を合格へと導いてきた。

TAC出版からの著書には、「みんなが欲しかった！行政書士の教科書」「みんなが欲しかった！行政書士の問題集」「みんなが欲しかった！行政書士の最重要論点150」「行政書士 しっかりわかる講義生中継 憲法」「行政書士 しっかりわかる講義生中継 商法・会社法」などがある。

## 編集協力

滝澤ななみ

## 装丁

黒瀬章夫

## イラスト

matsu（マツモト ナオコ）

みんなが欲しかった！行政書士シリーズ  
2020年度版 みんなが欲しかった！行政書士の教科書

発行日 2019年12月24日

初版発行

編著者 TAC株式会社（行政書士講座）

発行者 多田敏男

発行所 TAC株式会社 出版事業部（TAC出版）

〒101-8383 東京都千代田区神田三崎町3-2-18

電話（営業） 03-5276-9492

FAX 03-5276-9674

<https://bookstore.tac-school.co.jp/>

© TAC 2019

管理コード 08472P-00

〈ご注意〉

本書は、「著作権法」によって、著作権等の権利が保護されている著作物です。本書の全部または一部につき、無断で複製（コピー）、転載、改ざん、公衆送信（ホームページなどに掲載すること（送信可能化）を含む）されると、著作権等の権利侵害となります。上記のような使い方をされる場合、および本書を使用して講義・セミナー等を実施する場合には、小社宛許諾を求めてください。